

TPP11について

平成30年12月
経済産業省

T P P 1 1 の概要

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で 2 1 世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場（世界の G D P の約 1 3 %、貿易総額の 1 5 %、人口約 5 億人）を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

経緯

2010年3月	T P P 交渉開始（当初は 8 か国）
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	T P P 1 2 署名（於：NZ・オークランド）
2017年	
・ 1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・ 1月23日	トランプ大統領、T P P 離脱の大統領覚書
・ 3月14-15日	T P P 1 1 閣僚会合（チリ）
・ 5月21日	T P P 1 1 閣僚会合（ベトナム・ハノイ）
・ 7月-11月	T P P 1 1 首席交渉官会合（4 回開催） （於：箱根、シドニー、高輪、舞浜）
・ 11月8-10日	T P P 1 1 閣僚会合（ベトナム・ダナン）
→ 1 1 か国による T P P 新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）	
2018年	
・ 3月8日	T P P 1 1 署名（於：チリ・サンティエゴ）
・ 3月27日	T P P 1 1 協定・関連法案 閣議決定・国会提出
・ 7月6日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・ 12月30日	発効①（墨・日・星・NZ・加・豪）
2019年	
・ 1月14日	発効②（越）

T P P 1 1 協定の合意内容

環太平洋パートナーシップに関する
包括的及び先進的な協定
条文概要（全 7 条）

- 第 1 条 T P P 協定の組み込み
- 第 2 条 特定の規定の適用の停止（凍結）
→ 2 2 項目を凍結（うち 1 1 項目は知的財産関連）
- 第 3 条 効力発生（6 か国の締結完了）
- 第 4 条 脱退
- 第 5 条 加入
- 第 6 条 本協定の見直し
→ T P P 1 2 の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、いずれかの締約国の要請があったときは、T P P 1 1 協定の改正等を考慮するため、この協定の見直しを行う。
- 第 7 条 正文（英、仏、西）

TPP11の凍結項目について

- 凍結項目は22項目となり、うち11項目は知的財産分野。
- 大筋合意時点で未解決の項目中、ベトナムの労働と、カナダの文化例外については、サイドレターで措置。

凍結項目の主な例

◇ ISDSにおける「投資許可」「投資合意」部分

- 投資許可及び投資に関する合意（政府と投資家の間の契約）をISDSの適用範囲とする規定を凍結。（※ISDS制度そのものは維持され、TPP上乗せ部分が凍結。）

◇ 一般医薬品データ保護

- 先発医薬品の最初の販売承認日から少なくとも5年間の期間、後発医薬品は承認されない旨の規定を凍結。

◇ 生物製剤データ保護

- 製薬会社がバイオ新薬を独占販売できる期間を「実質8年」とする規定を凍結。

◇ 著作権等の保護期間

- 著作物・実演・レコードの著作権保護期間を死後70年等とする規定を凍結。

凍結項目（全体）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ● 急送少額貨物 | ● 特許対象事項 |
| ● ISDS(投資許可、投資合意)関連規定 | ● 審査遅延に基づく特許期間延長 |
| ● 急送便附属書 | ● 医薬承認審査に基づく特許期間延長 |
| ● 金融サービス最低基準待遇関連規定 | ● 一般医薬品データ保護 |
| ● 電気通信紛争解決 | ● 生物製剤データ保護 |
| ● 政府調達（参加条件） | ● 著作権等の保護期間 |
| ● 政府調達（追加的交渉） | ● 技術的保護手段 |
| ● 保存及び貿易 | ● 権利管理情報 |
| ● 医薬品・医療機器に関する透明性 | ● 衛星・ケーブル信号の保護 |
| ● 知的財産の内国民待遇 | ● インターネット・サービス・プロバイダ |
| | ● マレーシア（国有企業：ペトロナス） |
| | ● ブルネイ（投資サービス：石炭産業） |

サイドレターで解決する項目

○ 労働章に関する紛争処理（ベトナム）

- 労働章においては、労働協議後に問題解決に至らない場合、第28章（紛争解決）を利用し、制裁措置を行うことが可能。労働法制整備までの猶予期間について、サイドレターで措置。

○ 文化例外（カナダ）

- カナダはTPP協定において文化産業に関し、自国の様々な規制を可能とする幅広い留保をしているが、コンテンツ関連の規制の一部については、留保の例外としている。今般、TPP協定の範囲内（公の秩序の維持等のための規制は可能）であれば規制が可能である旨を、サイドレターにおいて確認。

T P P 協定の各分野の概要

関税

- ◆ 工業製品について、10か国全体で99.9%の関税撤廃を実現
(品目数及び貿易額ベース)

カナダ

- 工業製品の輸出額の100%の関税撤廃を実現。
- 乗用車（現行税率6.1%）については、5年目撤廃を実現。自動車部品（現行税率：主に6.0%）については、日本からの輸出の9割弱が即時撤廃。
- 化学、家電、産業用機械では輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。

ニュージーランド

- 工業製品の輸出額の98%以上が即時撤廃。残りも7年目までには完全無税化。

豪州（日豪EPA：2015年1月15日発効）

- 工業製品の輸出額の94.2%が即時撤廃。日豪EPA（82.6%）を上回る水準。
- 輸出の約5割を占める、乗用車、バス、トラック（現行税率5.0%）の新車は、輸出額の100%が即時撤廃。日豪EPA（輸出額の75%が即時撤廃）を上回る水準。

ベトナム（日越EPA：2009年10月1日発効）

- 工業製品輸出額の72.1%が即時撤廃。日越EPA（41.6%）を上回る水準。
- 日本企業の輸出関心が高い3,000cc超の自動車について10年目撤廃を実現（70%弱の高関税で保護。日越EPAでは関税撤廃は実現せず）。

原産地規則

- ◆ 原産地規則の統一
 - T P P 特恵税率の適用が可能な11か国内の原産地規則の統一（事業者の制度利用負担の緩和）。
- ◆ 完全累積制度
 - 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

電子商取引に関する規定の導入

- ◆ 国境を越える情報の移転の自由の確保
- ◆ サーバー等のコンピュータ関連設備の現地化（自国内設置）要求の禁止
- ◆ ソース・コード開示要求の禁止
- ◆ デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止

貿易の円滑化

- ◆ 貨物や急送便の迅速な引取り許可
 - 貨物：自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間（可能な限り貨物の到着後48時間以内）に引取りを許可
 - 急送便：通常の状態において、貨物が到着していることを条件に、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可

投資・サービスの自由化

- ◆ コンビニ等小売業や劇場・ライブハウス等のクールジャパン関連、旅行代理店等の観光関連などの外資規制の緩和
- ◆ 進出企業に対する技術移転要求やロイヤリティ規制等の禁止
- ◆ 「国」対「投資家」の紛争解決手続（I S D S）の導入（※ただし、「投資契約」と「投資許可」については凍結）

模倣品・海賊版対策の強化

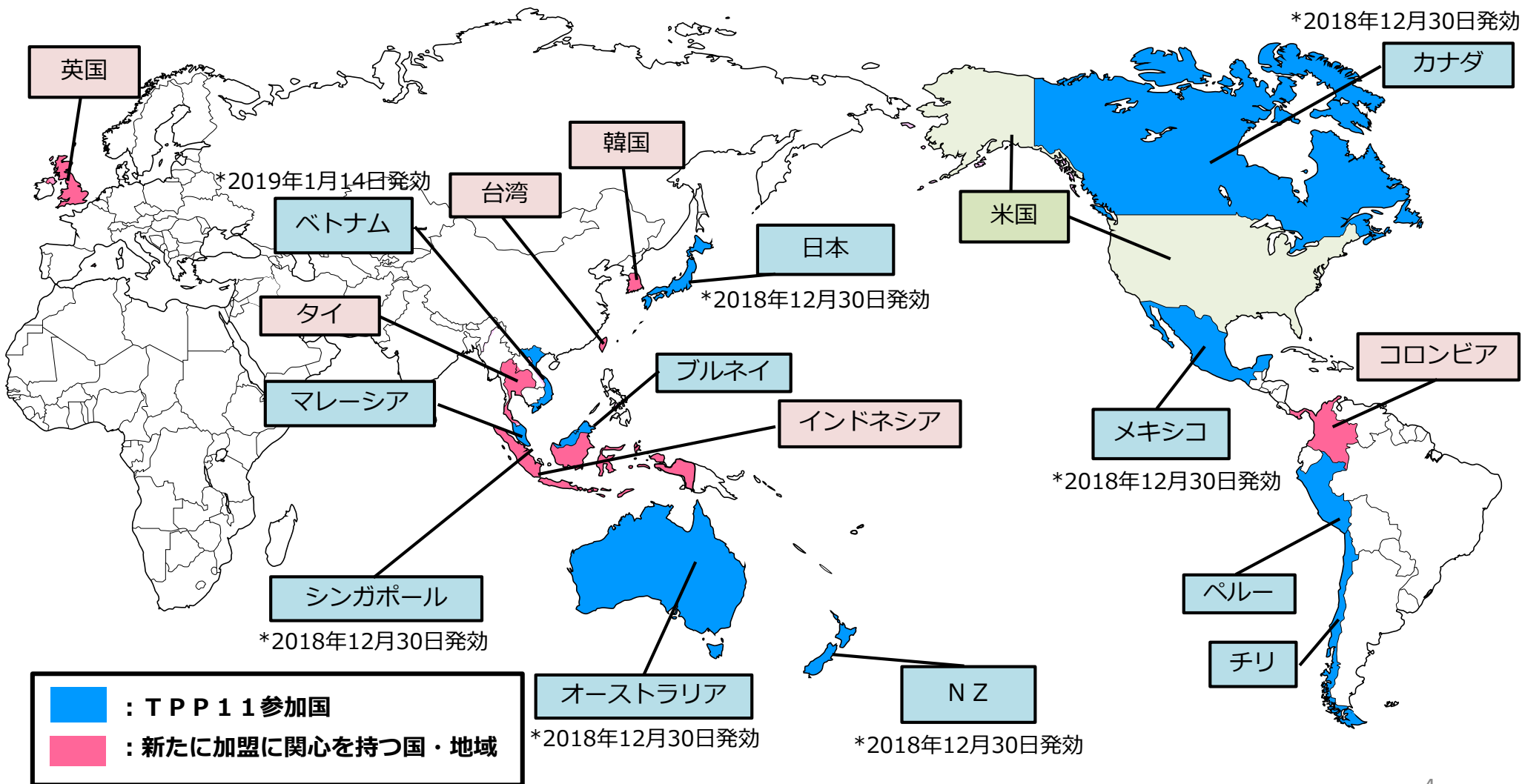
- ◆ 模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
- ◆ 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など

国有企業に関する規律の導入

- ◆ 国有企業の義務として、以下を規定。
 - 無差別待遇と商業的考慮
 - 非商業的援助及び悪影響
 - 透明性を規定

TPP11参加国と、新たに参加に関心を持つ国・地域

- 6か国が国内法上の手続きを完了した旨を書面により寄託者（NZ）に通報した日の後60日で効力を生ずる→2018年12月30日に発効が確定。



TPP11の相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

◆ TPP10力国全体

- ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)86.6%、(貿易額ベース)87.2%
- ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
カナダ	96.2%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.8%	98.0%	100%	100%
豪州	91.7%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.4%	96.4%	100%	100%
チリ	95.1%	98.9%	100%	100%
マレーシア	80.3%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.1%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	71.0%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

◆ TPP10力国全体

- ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)95.2%、(貿易額ベース)98.8%
- ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2015年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

関税分野の概要

①カナダ

- 工業製品の輸出額の100%の関税撤廃を実現。
 - 乗用車(現行税率6.1%)については、5年目撤廃を実現。カナダ・EUFTAの8年目撤廃を上回る水準。
 - 自動車部品(現行税率:主に6.0%)については、日本からの輸出の9割弱が即時撤廃。
- <即時撤廃率>日加(TPP) — 品目数:95.4%、貿易額:87.5%
加韓FTA — 品目数:72.2%、貿易額:59.1%
- 化学、家電、産業用機械では輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。

②ニュージーランド

- 工業製品の輸出額の98%以上が即時撤廃。残りも7年目までには完全無税化。

③豪州(日豪EPA:2015年1月15日発効)

- 工業製品の輸出額の94.2%が即時撤廃。日豪EPA(82.6%)を上回る水準。
- 輸出の約5割を占める、乗用車、バス、トラック(現行税率5.0%)の新車は、輸出額の100%即時撤廃。日豪EPA(輸出額の75%が即時撤廃)を上回る水準。

④ベトナム(日越EPA:2009年10月1日発効)

- 工業製品の輸出額の72.1%が即時撤廃。日越EPA(41.6%)を上回る水準。
- 日本企業が高い輸出関心を有する3,000cc超の自動車について10年目撤廃を実現(70%弱の高関税で保護。日越EPAにおいては関税撤廃は実現せず)。

※我が国への市場アクセス

- 我が国の参加11か国からの工業製品輸入額の100%についての関税が撤廃される。(うち、即時撤廃の割合は99%)
- 皮革・履物(現行税率最高30%)について、11年目撤廃または16年目撤廃等。
- 繊維・繊維製品(現行税率1.9%~14.2%)については、ほぼ即時撤廃。

原産地規則の概要

原産地分野の主な規定

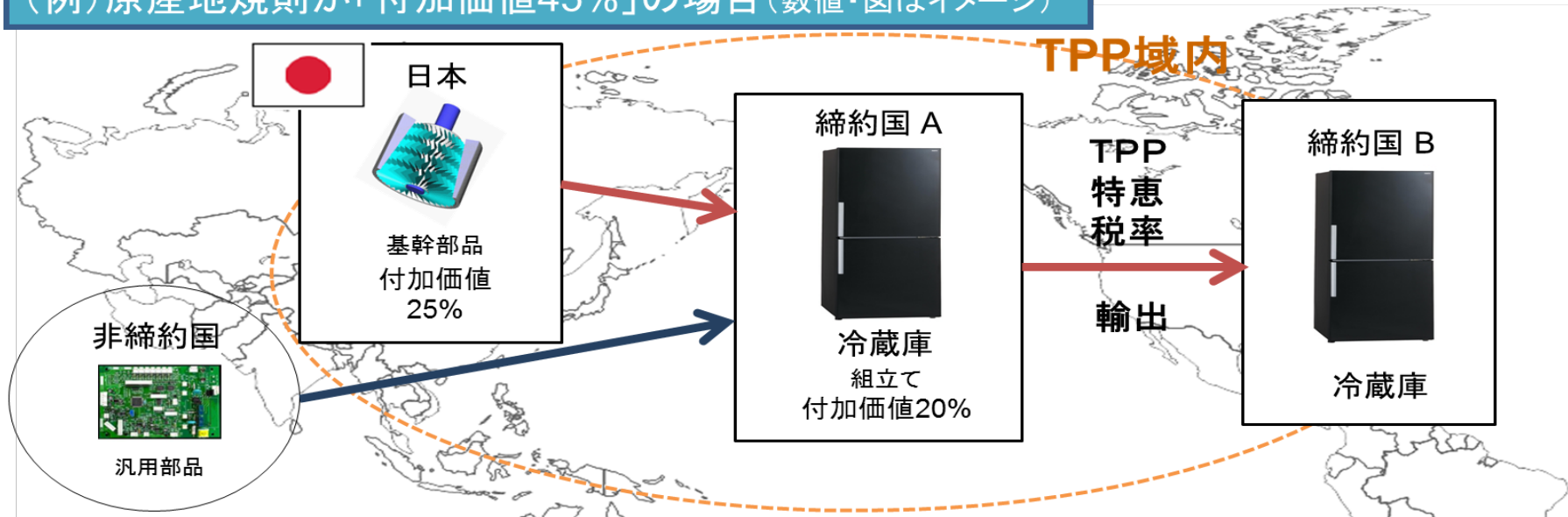
1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な11カ国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

※完全累積制度: 通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に加えられた付加価値は足し上げが可能になる。

自動車の原産地規則の合意の概要

- 自動車の原産地規則については、我が国完成車及び部品メーカーが、現在のサプライチェーンの下で十分に対応できる内容を確保。

①完成車の原産地規則

- 付加価値基準を満たすことが求められる。控除方式による付加価値基準を用いる場合の閾値は、域内原産割合55%。
- 域内原産割合の計算にあたって、完成車の生産に用いられる特定の部品7品目※¹については、協定上明記された加工工程※²のいずれかがTPP域内で行われた場合には、当該部品を原産品として扱うことができる特例措置を導入。

※¹強化ガラス、合わせガラス、車体（普通車用のもの）、車体（トラック等用のもの）、バンパー（部分品は含まない）、車体の部分品、車軸。

※²射出成形、鍛造、金属成形、等

②自動車部品の原産地規則

- 関税分類変更基準と付加価値基準の選択制であり、控除方式による付加価値基準を用いる場合の閾値は、品目に応じて域内原産割合45%～55%。
- 域内原産割合50%、55%の品目について、域内原産割合の計算にあたって、TPP域内で構成部品のいずれかに対し、協定上明記されたいずれかの加工工程が行われている場合には、当該構成部品を原産品として扱い、一定割合の付加価値（最終製品の品目に応じて5%または10%）として算入できる特例措置を導入。

サービス・投資分野の合意の概要

- 原則すべてのサービス及び投資分野を自由化の対象とし、規制の根拠となる措置や分野を列挙。
- 投資家と国との間の紛争の解決(ISDS)のための手続も規定。※TPP11でもISDS制度そのものは維持されたが、「投資契約」「投資許可」をISDSの適用範囲とする部分が凍結。

個別の具体的成果の例

我が国産業界からの主要関心分野であったコンビニを含む流通業における外資規制の緩和。

①ベトナム

TPP発効後5年の猶予期間を経て、コンビニ、スーパー等の小売流通業の出店について、ベトナム全土において、「経済需要テスト(Economic Needs Test)」※を廃止。

※出店地域の店舗数や当該地域の規模等に基づく出店審査制度

②マレーシア

小売業(コンビニ)への外資規制の緩和(コンビニへの外資出資禁止→出資上限 30%)

小売業の諸手続が緩和され、透明性も向上。

知財分野の合意の概要

特許

- 新規性喪失の例外規定（特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、公表日から12月以内にその者がした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとする規定）の導入を義務付け。

商標

- 商標の不正使用について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。

知的財産権保護の権利行使

- 営業秘密の不正取得、商標を侵害しているラベルやパッケージの使用に対する刑事罰義務化。

政府調達／中小企業分野の合意の概要

政府調達分野

- 特定の政府機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を規定。

- 公開入札を原則とすること
- 入札における内国民待遇及び無差別原則
- 調達の過程の公正性及び公平性

※マレーシア、ベトナム及びブルネイは、WTO政府調達協定(GPA)を締結しておらず、日本との二国間EPAにおいてもGPAと同水準の規定は置かれていない。これらの3か国との間では、TPP協定の政府調達章の対象調達について、内国民待遇、無差別待遇原則及び調達手続の透明性確保に係る詳細な手続規則が、初めて国際約束として規定された。

中小企業分野

- 各締約国はTPP協定の本文等を掲載するための自国のウェブサイトを開設し、中小企業のための情報を含めること、
- 小委員会を設置して中小企業が本協定による商業上の機会を利用することを支援する方法特定すること、等を規定。

「総合的なTPP等関連政策大綱」

平成29年11月24日
内閣官房TPP等政府対策本部

新輸出大国

<輸出促進によるグローバル展開推進>

1 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

- TPP等の普及・啓発
- 中堅・中小企業等のための相談体制の整備

2 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

- 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化（「新輸出大国」コンソーシアム）
- コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進
- 農林水産物・食品輸出の戦略的推進
- インフラシステムの輸出促進
- 海外展開先のビジネス環境整備

国内産業の競争力強化

<TPP等を通じた国内産業の競争力強化>

1 TPP等による貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

- イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進
- 対内投資活性化の促進

2 TPP等を通じた地域経済の活性化の促進

- 地域のに関する情報発信
- 地域リソースの結集・ブランド化
- 地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業の高付加価値化

<食の安全、知的財産、政府調達>

- 輸入食品監視指導体制強化、原料原産地表示
- 特許、商標、著作権関係について必要な措置
- 著作物等の利用円滑化等
- 政府調達に係る合意内容の正確かつ丁寧な説明

農政新時代

<農林水産業>

1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

政策大綱策定以降、各種の体質強化策を実施。引き続き必要な施策を実施。

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進－国産チーズ等の競争力強化等
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
- 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

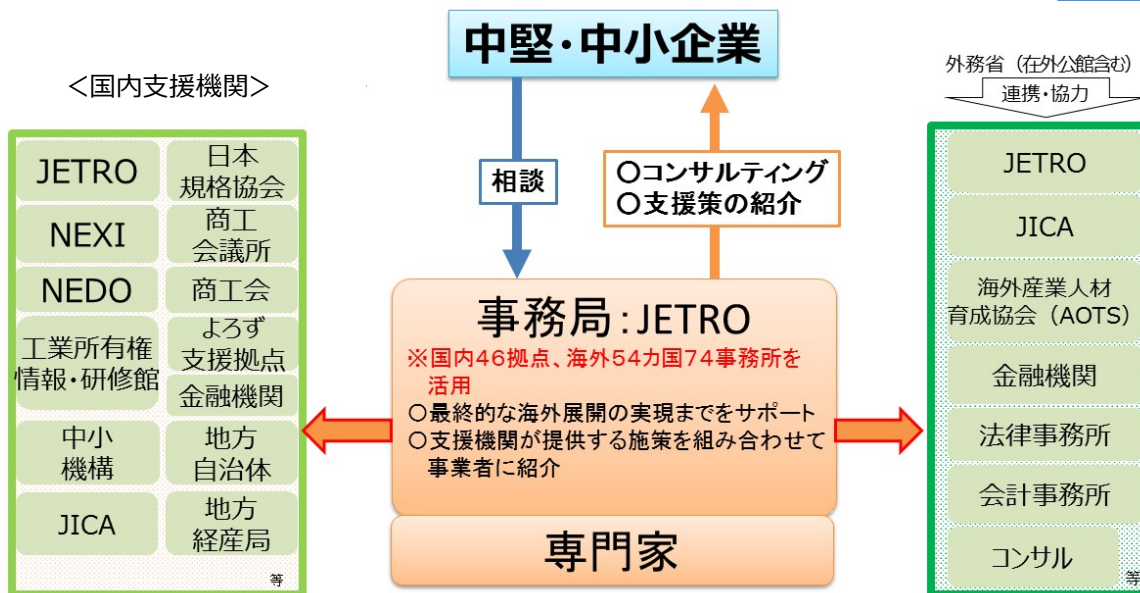
TPP又は日EU・EPA発効後の経営安定に万全を期すため、協定発効に合わせて経営安定対策の充実の措置を講ずる。

- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物（加糖調製品を調整金の対象）

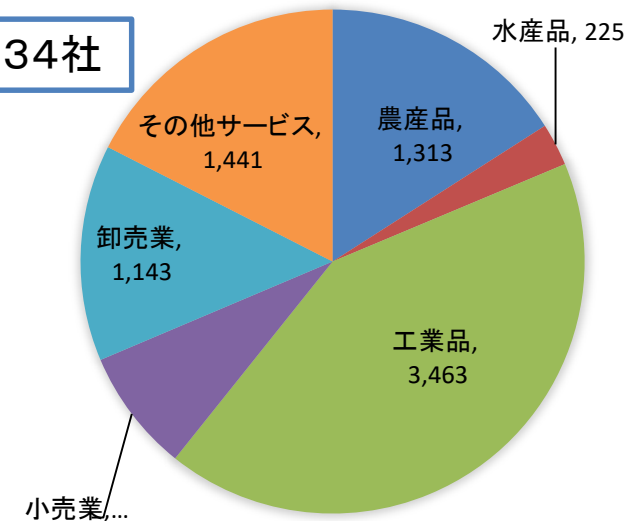
新輸出大国コンソーシアム

JETRO、中小機構、金融機関、商工会議所、商工会などが参加する「新輸出大国コンソーシアム」では、海外展開にチャレンジする中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行う。

【新輸出大国コンソーシアム体制図】

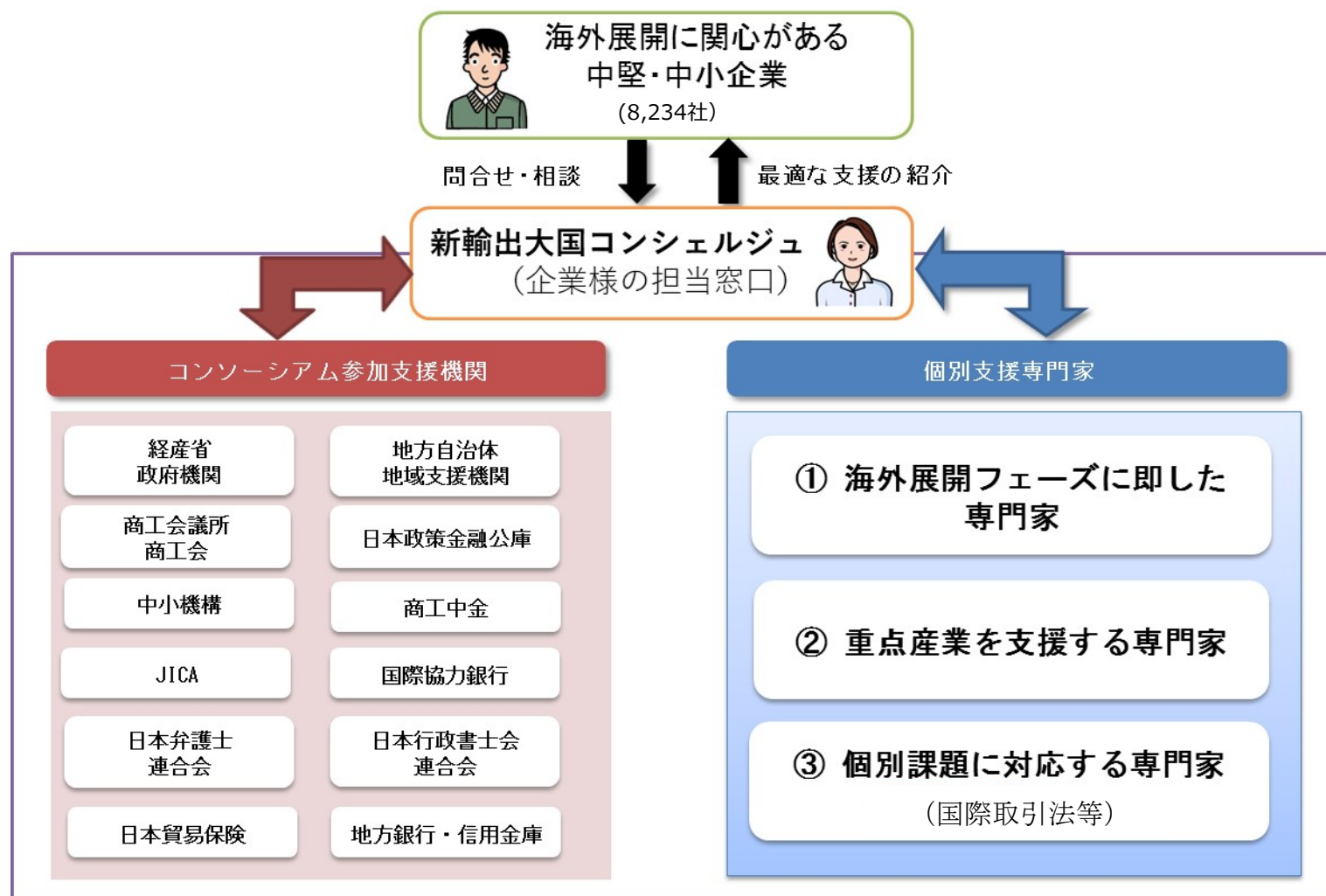


【支援対象企業の業種】



農産品: 1,313社(15.9%)
 水産品: 225社(2.7%)
 工業品: 3,463社(42.1%)
 小売業: 649社(7.9%)
 卸売業: 1,143社(13.9%)
 その他サービス: 1,441社(17.5%)

- これまで支援申込のあった8,234社の全てに専門家を割り当て、支援を開始。
- 専門家は、支援対象企業のニーズに応じて、海外展開計画の策定、市場調査、現地での商談、バイヤーの選定、海外店舗の立ち上げ、基準・認証制度への対応など、海外展開のあらゆる段階において適切なサポートを行う。



個別支援専門家 個別課題に対応する専門家

各テーマについて、専門知識を有する専門家が支援します(フェーズ、産業は問いません)

フェーズ1
(海外展開戦略策定段階)

フェーズ2
(事業計画作成段階)

フェーズ3
(計画実行・立上段階)

「電子商取引」 エキスパート

越境ECの仕組み、越境ECマーケット、電子決済サービス等を情報提供・アドバイス

「高度外国人材の 採用・定着」 エキスパート

海外展開のためのブリッジ役となる、高度外国人材の採用・定着を支援

「基準・認証」 エキスパート

国際認証等取得の要否、取得方法などについて、個別支援

「海外安全対策」 エキスパート

海外出張、駐在員派遣等における安全対策をメールにて提供支援

「英文貿易実務 指導」 エキスパート

初めて貿易実務に取り組もうとする企業様の貿易実務人材の育成を支援

「国際取引法務 に係る相談弁護士」

国際取引でのトラブルを防ぐための留意点をアドバイス

「税務・会計」 エキスパート

国際取引に関する税務・会計上の課題に対する助言を提供

全産業(進出・輸出)